

令和2年6月8日（月）

（午前9時30分 開議）

○議長（土井裕美子君）皆さん、おはようございます。

それでは、ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（土井裕美子君）これより令和2年6月橋本市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（土井裕美子君）今定例会に出席の説明員については、お手元に出席説明員表を配付いたしております。

なお、去る3月市議会定例会以降、当局の人事発令により新しく就任し、本日出席の部長等を紹介します。

総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）それでは、去る3月市議会定例会以降、4月1日付人事異動によりまして説明員の変更がありましたので、私のほうから紹介させていただきます。

まず、病院事業管理者兼病院長の嶋田浩介でございますが、本日診療業務のため欠席となっております。

次に、病院事務局長の池之内正行でございます。

○病院事務局長（池之内正行君）よろしくお願いたします。

○総合政策部長（上田力也君）以上、よろしくお願いたします。

○議長（土井裕美子君）この際、諸般の報告をいたします。

市長から令和2年5月28日付、橋総第105号をもって、本日招集の市議会定例会に提出する議案13件が送付されております。

また、議員・小林さんほか8人から本日付をもって議案2件が、議員・小西さんほかお一人から本日付をもって議案1件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願います。

次に、教育長から令和2年6月2日付、橋教総第33号をもって令和元年度教育委員会事務の点検及び評価報告書の提出がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、監査委員から令和2年3月26日付、橋監委第53号をもって令和元年度第2次定期監査結果報告書、同じく令和2年5月22日付、橋監委第7号をもって例月出納検査報告書の提出がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、市長から令和2年6月3日付、橋総第125号をもって市長専決処分事項の報告がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、令和元年度橋本市一般会計及び各特別会計・繰越明許費繰越計算書、並びに水道事業会計及び下水道事業会計予算繰越計算書の提出がありましたので配付いたしております。

次に、令和2年度公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社事業計画書・収支予算書の提出がありましたので配付いたしております。

次に、議会事務局から、令和2年2月25日から令和2年6月7日までの議会関係行事報告書を配付いたしております。それぞれご覧願います。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(土井裕美子君)これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において11番 阪本さん、18番 中本さんの2人を指名いたします。

日程第2 会期決定について

○議長(土井裕美子君)日程第2 会期決定について を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から6月19日までの12日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ご異議がありませんので、会期は本日から6月19日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりでありますのでご了承願います。

日程第3 議案第1号 令和2年度橋本市一般会計補正予算(第4号)について から、日程第15 議案第13号 財産の譲与について までの13件

○議長(土井裕美子君)日程第3 議案第1号 令和2年度橋本市一般会計補正予算(第4号)について から、日程第15 議案第13号 財産の譲与について までの13件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(平木哲朗君)登壇〕

○市長(平木哲朗君)おはようございます。6月市議会定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さまには、大変お忙しい中ご参集

を賜り、誠にありがとうございます。本日よりご提案いたしました議案につきましてご審議いただくわけですが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、6月に入り、市立の小・中学校が再開しました。休業期間中、閑散としていた校舎にも、子どもたちの笑顔と元気な声があふれ、学校に活気が戻ってまいりました。私も毎朝登校する子どもたちとあいさつを交わることができるようになり、今までは当たり前の日常だったことがとてもありがたく感じられ、子どもたちの姿に元気とパワーをもらっています。また、保育園・幼稚園・こども園・児童発達支援事業所なども6月より再開しています。これら全ての子どもたちが集団生活を送る上で安全をしっかりと守っていくとともに、様々な学びの機会を守っていく取組を進めていきたいと考えています。

イベントや会議、公共施設の利用についてもガイドラインを設け、6月よりほぼ再開しています。感染の予防に注意しながら、地域の皆さまのコミュニティや活動の場が少しずつ戻っていってくれればと思います。

今、新しい生活様式に基づいて市民の皆さまの生活にも大きな変化があり、マスクの着用や部屋の換気、人との距離を空けるなど、ウイルスと共存しながら感染の拡大を予防する新しい日常が定着しつつあります。市といたしましては、新型コロナウイルス感染症の対策とともに、市民の皆さまとの協働による元気なまちづくりへの取組にも力を注いでまいりたいと思えますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いたします。

さて、提案議案の説明の前に、令和2年5月31日に出納閉鎖期日を迎え、令和元年度一般会計及び全ての特別会計の決算については黒字となりましたことをご報告させていただきます。

なお、各会計決算の認定につきましては、9月市議会定例会で提案させていただきますので、よろしく審査賜りますようお願い申し上げます。

それでは、6月市議会定例会に提案しております各議案についてご説明申し上げます。

本議会には、令和2年度橋本市一般会計、特別会計、企業会計の補正予算案件が4件、条例の改正案件が7件、新市まちづくり計画の変更案件が1件、財産の譲与案件が1件、合計13件の案件を提案させていただきます。

まず議案第1号は、令和2年度橋本市一般会計補正予算（第4号）でございます。

一般会計の総額といたしましては、1億1,281万5,000円を増額補正するものでございます。歳出予算の主なものをご説明申し上げますと、総務費の行政改革推進に要する経費では、国からの委託金を活用し、庁内の業務プロセスの標準化とRPAやAIを用いた業務の効率化を河内長野市、五條市と連携して取り組むための経費3,000万円を計上いたしました。

次に、民生費のたんぼぼ園等整備に要する経費では、橋本市立たんぼぼ園の旧園舎を解体撤去するための設計委託料など153万4,000円を計上いたしました。

農林水産業費の農業振興に要する経費では、高野口嵯峨谷地域で大学と連携した地域活性化事業やドローンを活用した農薬散布など、先端技術の導入の検証などに取り組む嵯峨谷縁の会に対する補助金1,592万9,000円を計上するとともに、本市農産物の産地化・ブランド化を進めるため、専門家による農作物の栄養価などに優れた土壌づくりの技術的支援や販路開拓・商品PRなどの経費385万6,000円を計上いたしました。

商工費の観光振興に要する経費では、コミュニティ助成事業が採択となった橋本舟楽車

保存会への補助金210万円を計上いたしました。

次に、消防費の消防庁舎等管理に要する経費では、男女を問わず広く優秀な人材を確保するため、女性隊員の仮眠室を整備する経費789万3,000円を計上いたしました。

以上が一般会計歳出の主なものでございます。

次に、議案第2号から議案第4号までは、特別会計・企業会計の補正予算でございます。

主なものをご説明させていただきますと、議案第3号 令和2年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、介護保険法施行令の一部改正による低所得者への軽減に伴い保険料3,771万8,000円を減額し、同額を一般会計から繰り入れるとともに、介護事業所を運営する法人が行う施設整備に係る国からの補助金93万5,000円及び県からの補助金308万7,000円を予算計上いたしました。

また、歳出では、国・県からの補助を受け、施設整備を行う法人に対して支出する補助金402万2,000円を予算計上いたしました。

議案第4号 橋本市病院事業会計補正予算（第2号）の主なものといたしましては、資本的支出に計上していた訪問看護事業介護請求ソフトシステムの更新経費を収益的支出に組み替えるとともに、令和2年度橋本市病院事業会計予算第4条において定めた資本的収入及び支出に係る資金不足額及び財源を補正いたしました。また、同じく第4条の2で定めた指定訪問看護事業から引き継ぐ未収金及び未払金の額が確定したことに伴い、特例的収入及び支出を補正いたしました。

議案第5号は、橋本市上下水道事業審議会条例についてでございます。

これはこれまで別々に審議していた水道事業と公共下水道事業を一体的に審議していく

ため、橋本市水道事業審議会条例及び橋本市公共下水道事業審議会条例を廃止し、新たに橋本市上下水道事業審議会条例を定めるものでございます。

議案第6号は、橋本市手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、マイナンバーを通知するための通知カードが廃止されることに伴い、再交付に係る手数料を廃止するものでございます。

議案第7号は、橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは国の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の国民健康保険税を減免するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第8号は、橋本市介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは昨年10月の消費税の引き上げに関連して介護保険法施行令が改正されたことに伴う低所得者への介護保険料の軽減割合の拡充等、所要の改正を行うものでございます。

議案第9号は、橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは厚生労働省の定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第10号は、橋本市生涯学習推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは平成28年度に策定した橋本市生涯学習推進計画の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

議案第11号は、橋本市病院事業管理者の給

料その他の給与条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは病院事業の赤字経営の責任の所在を明確にするため、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間、病院事業管理者の給料額を100分の10減ずるものでございます。

議案第12号は、新市まちづくり計画（市町村建設計画）の変更についてでございます。

これは東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が改正され、合併特例債の発行可能期間が再延長されることに伴い、新市まちづくり計画を変更するものでございます。

議案第13号は、財産の譲与についてでございます。

芋生区の集会所用地及び墓地は従前から芋生区で管理しておりますが、字中名義財産であります。このたび芋生区が認可地縁団体の認可を受け所有権移転の要望があったことから、財産の譲与を行うものでございます。

以上、議案13件についてご説明申し上げます。議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

日程第16 議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について と、日程第17 議員提出議案第2号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

○議長（土井裕美子君）日程第16 議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について と、日程第17 議員提出議案第2号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
12番 小林さん。

[12番（小林 弘君）登壇]

○12番（小林 弘君）皆さま、改めましておはようございます。

はじめに、議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。意見書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

国に対してでございます。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書。

中華人民共和国湖北省武漢市に端を発した新型コロナウイルスによる感染症（COVID-19）の流行は、急速な勢いで世界各地に拡散しており、世界保健機関（WHO）が現在の世界的流行についてパンデミックといえる状況と表明するなど、国際的な脅威となっている。

政府は、新型コロナウイルス感染症の国内拡大防止に向け緊急事態宣言を発し、全国各都道府県において各種活動自粛が国民の協力のもと実行されたことにより一定の成果を見た。

これを受け、5月25日をもって緊急事態宣言は解除されたものの、ワクチンや特効薬の獲得には至っておらず収束の時期は見通せない状況であると認識せざるを得ず、国民の健康不安及び経済的不安は全く払拭されていない。

本市を含む医療圏においても、4月15日にはじめて感染者が認められて以降、市内デイサービスセンターにおいてクラスターが、さらには感染症指定医療機関においても入院患者に感染者が確認され、外来診療、新規入院が停止されるという事態が発生するなど、いまだ市民にはウイルス感染への不安が大きく残っている。

また、飲食や各種サービス業をはじめ、様々な業種で経営状況が悪化し、地域経済に極め

て深刻な影響が生じている。

よって、国においては、引き続き感染拡大を防止する責任と地域経済の継続に対する役割を果たすよう、下記事項に係る迅速かつ適切な実現を強く要望する。

記。

1、福祉・医療提供対策について。

（1）登園自粛要請等により、利用者負担額や給食費を減額せざるを得ない保育園・こども園等について、施設型給付費等による十分な財政措置を行うこと。

（2）新型コロナウイルス感染症患者の拡大による影響を受ける医療機関においては、院内感染の懸念をはじめとする風評被害等による入院、外来患者の著しい減少が見られるなど、経営上の影響が極めて深刻な状況にあることから、診療報酬上の取扱いとは別に、経営基盤の安定に必要な特段の財政措置を早期に講じること。

（3）適切な医療体制を維持するため、インドネシアをはじめとする特定の衛生用品の輸出制限を行っている諸外国に対し規制解除を早急に求め、滅菌ガウンやN95マスク等、医療従事者の個人防護具の不足を解消すること。

大きく2でございます。経済対策について。

（1）景気回復には長期を要すると予想されることから、地域経済への影響を最小限に抑えるため、持続化給付金の給付上限額及び給付対象を拡大すること（売上が前年同月比で30%以上減少する事業者を対象）。

（2）イベントの自粛やインバウンドの低下など長期的に影響が懸念される農林漁業者がその影響を最小化し、安定的な経営基盤の構築への寄与が期待される国産農畜産物供給力強靱化対策事業や国産農林水産物等販売促進緊急対策事業について、早期に効果発現できるよう手続きを簡素化するとともに採択基

準の緩和及び補助率の増嵩を講じること。

(3) 地方税等の徴収猶予、減収が想定される地域財政において、新しい生活様式の実現が求められる中、地域経済の特性・実情に即した施策が実現できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の大幅な拡大をはじめ、きめ細やかな財政支援措置を講じること。

大きく3です。学校休業対策について。

(1) GIGAスクール構想の実現のために必須となるWi-Fi環境の整っていない家庭に貸与するモバイルルーター等の通信費に対する継続的な財政支援を図ること。

(2) 小・中学校等の休校による児童生徒の学習の遅れを取り戻すため、また、第2波の襲来による再度の臨時休校に備えるため、インターネットによる授業配信システムを活用した学習保障に対し、今後継続して必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日。

橋本市議会。

提出先、衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。

以上でございます。

次に、引き続き、議員提出議案第2号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の件に対してでございますが、同じく意見書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書。

中華人民共和国湖北省武漢市において端を発した新型コロナウイルスによる感染症（COVID-19）の流行は、急速な勢いで世界各地に拡散しており、世界保健機関（WHO）

が現在の世界的流行についてパンデミックといえる状況と表明するなど、国際的な脅威となっている。

政府は、新型コロナウイルス感染症の国内拡大防止に向け緊急事態宣言を発し、本県においても各種活動自粛が県民の協力のもと実行されたことにより一定の成果を見た。

これを受け、5月14日をもって本県は緊急事態措置を実施すべき区域から解除されたものの、ワクチンや特効薬の獲得には至っておらず収束の時期は見通せない状況であると認識せざるを得ず、県民の健康不安及び経済的不安は全く払拭されていない。

本市を含む医療圏においても、4月15日に初めて感染者が認められて以降、市内デイサービスセンターにおいてクラスターが、さらには感染症指定医療機関においても入院患者に感染者が確認され、外来診療、新規入院が停止されるという事態が発生するなど、いまだ市民にはウイルス感染への不安が大きく残っている。

また、飲食や各種サービス業をはじめ、様々な業種で経営状況が悪化し、地域経済に極めて深刻な影響が生じている。

よって、県においては、引き続き感染拡大を防止する責任と地域経済の継続に対する役割を果たすよう、下記事項に係る迅速かつ適切な実現を強く要望する。

記。

1、発熱患者（感染疑い患者を含む）の受入れ体制の確立、これによる外来診療や手術件数の減少など新型コロナウイルス感染症対策にあたっている医療機関における経営的負担への影響は極めて大きく深刻な状況であることを踏まえ、特段の財政支援を早急に講ぜられたい。

2、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、また、経済・医療・教育あらゆる活動の速や

かな日常回復に向け、適切な医療提供体制、必要十分なPCR・抗体・抗原検査体制を構築されたい。

3、今後、第2波を見据え、全ての疑似症患者が望む医療を不安なく速やかに受けることができるよう、相談対応を担う保健所から検査、そして治療に至る一連の医療提供体制における各セクションにおいて、感染者の発生状況に応じた必要十分な体制を整えられるよう準備されたい。

4、県民の不安を少しでも軽減するため、新型コロナウイルス感染症予防及び治療体制についての情報を可能な限り詳細に提供されたい。

5、県内における経済や県民生活への影響を的確に把握し、財政支援をはじめとした適切な支援策を講ぜられたい。

6、新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別や偏見、誹謗中傷がなきよう特段の対策を講ぜられたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日。

橋本市議会。

提出先、和歌山県知事。

以上2件、議員各位にはご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(土井裕美子君)説明が終わりました。

これより議員提出議案第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたい

と思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)討論がありませんので、

で、討論を終結いたします。

これより議員提出議案第2号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議員提出議案第3号 新型コロナウイルス感染症患者等の公表及び情報提供基準を改めることを求める意見書について

○議長（土井裕美子君）日程第18 議員提出議案第3号 新型コロナウイルス感染症患者等の公表及び情報提供基準を改めることを求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
14番 小西さん。

〔14番（小西政宏君）登壇〕

○14番（小西政宏君）改めまして、おはようございます。今回は議員提案ということで、板橋議員とともに議員提案をさせていただくわけでありまして、文教委員会に付託して最終日に可決してというのが本来の手順なんですけれども、コロナ対応ということでできるだけ早いこと意見書を出したいという思いを、議長をはじめ文教委員会の議員の皆さん、そして所属する会派の皆さん、また、議会事務局の皆さんのご尽力とか後押しをいただきまして、本日、開会日にこういうふうにご提案をさせていただきまして、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、朗読をもってご説明と代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症患者等の公表及び情報提供基準を改めることを求める意見書。

新型コロナウイルス感染症患者の情報公開については、国レベルでの公表基準がないため、現在、国と地方自治体の対応が分かっているだけではなく、地方自治体間においても公開内容が一律ではないことで感染拡大への取組について地方自治体において大きな差異が見られているところである。

県においては、各保健所単位で感染症患者の性別・年代を公表しているが、感染症患者の居住する市町村に対しても陽性確定の後に、患者本人の性別・年代を情報提供するのみであり、感染症患者の家族やその他濃厚接触者については、個人情報保護の観点から一切の情報を提供していない。

このような状況においては、小・中学校や保育園・こども園等の関係者などが感染症患者、濃厚接触者となった場合も市は全く把握することができず、管理責任を負う各施設において適切な対応ができないため、感染拡大防止の機会喪失を大いに危惧しているところである。

よって、県においては、県下市町村が感染症拡大防止に対する施策を遅滞なく実行できるよう、下記事項について早急に改めることを強く要望する。

1、新型コロナウイルス感染症患者の公表における保健所単位での公表基準を市町村単位での公表基準へと改められたい。

2、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるもの（検査時点）の氏名・性別・住所・生年月日を市町村に情報提供されたい。

3、新型コロナウイルス感染症患者の同居家族や感染経路から推定される濃厚接触者の氏名・性別・住所・生年月日を市町村に情報提供されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は和歌山県知事です。

またなお、この橋本保健所管内と言われるかつらぎ町、九度山町、高野町ともこの6月議会、同じ内容の意見書についてはご審議をいただくということですので、橋本市議会議員皆さまのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(土井裕美子君)説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第3号 新型コロナウイルス感染症患者等の公表及び情報提供基準を改めることを求める意見書について

を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書3件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ご異議がありませんので、そのように決しました。

○議長(土井裕美子君)以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明6月9日から6月11日までの3日間は議案調査等のため休会とし、6月12日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時7分 散会)